

改正 昭和48年4月1日条例第34号
昭和62年7月9日条例第25号
平成15年3月18日条例第6号

昭和51年3月31日条例第9号
平成8年3月22日条例第6号
平成17年10月11日条例第97号

山形県交通安全対策会議条例をここに公布する。

山形県交通安全対策会議条例

(目的)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第17条第5項の規定に基づき、山形県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長)

第2条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び特別委員)

第3条 部内の職員のうちから指名される委員の定数は10人以内とし、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の定数は3人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、2年とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

5 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔昭和62年条例25号・平成17年97号〕

(幹事)

第4条 会議に、幹事35人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、総務部において処理する。

一部改正〔昭和48年条例34号・51年9号・平成8年6号・15年6号〕

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年7月9日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月22日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月18日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月11日条例第97号）

この条例は、公布の日から施行する。